

平成28年度大学教育再生戦略推進費
「大学の世界展開力強化事業」審査基準

平成28年3月16日
大学の世界展開力強化事業プログラム委員会

大学の世界展開力強化事業審査要項（以下「審査要項」という。）に基づき、同事業の審査（タイプA-①②、タイプB）において、審査項目ごとの審査基準等を以下のとおり定める。

I. 審査部会における審査

タイプAに係る審査部会は、書面審査を行い、日中韓大学間交流・連携推進会議の協議に資するため、タイプA-①については計画が本プログラムの目的に則ったものであることを確認し、タイプA-②については優先順位を付す。また、タイプBに係る審査部会は、書面審査、面接審査及び合議の審査により、採択候補（案）を決定する。

1. 書面審査

（1）書面審査の評点

書面審査は、審査要項の「3. 審査に当たっての着眼点」の項目ごとに、以下の5段階の区分により判断することとする。

評点区分	評価
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	やや不十分である。
e	不十分である。

なお、書面審査の評点の取扱については別紙のとおりとする。

（2）各評点の所見等

ア. 書面審査の所見は、審査部会における合議審査の際、極めて重要な判断材料となるため、できるだけ「コメント」欄に記入すること。

特に、下記「(3) 書面審査項目と審査の観点」の各項目の評点で「c」以外の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、または、どの点が不十分なのかについて、具体的に判断根拠・理由等を必ず「コメント」欄に記入すること。

イ. 書面審査項目の記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「e」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入すること。

（3）書面審査項目と審査の観点

書面審査は、以下の審査項目①～⑦に沿って行い評点を付すこと。なお、各審査項目の審査に当たっては、これまでの交流実績を踏まえた実現可能性や事業計画の実施にいたる手順・時期等の明確性、さらに補助期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこと。

審査項目① 交流プログラムの内容

【計画調書 様式1を中心評価】

交流プログラムの内容や趣旨が本プログラムの目的と合致し、また、将来的に我が国の大 学の教育研究活動の発展や国際競争力の強化につながるようなものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(共通)

- 観点① 我が国の大学間交流促進の牽引役となるような先導的な事業計画であり、大学の中長期的なビジョンのもとに戦略的な交流プログラムを実施するものとなっているか。
- 観点② 単位の相互認定や成績管理等の質の保証を伴った日本人学生の海外留学及び外国人学生の受入の双方向の交流を促進できるような交流プログラムとなっているか。
- 観点③ 将来グローバルに活躍できる人材像とそれに基づく交流プログラムの設定や提供（外国人学生に対する企業等における体験活動の実施を含む）を行うものとなっているか。

(タイプA)

- 観点④ 下記のキャンパス・アジア（CA）の基本的な枠組みを踏まえた事業となっているか。

*キャンパス・アジア（CA）の基本的枠組み

- ①参 加 国：日本、中国及び韓国
- ②レ ベ ル：学部レベル、大学院レベル
- ③交流プログラムの概要：分野は問わない。学部レベルでは共通カリキュラムを基本とし1セメスター以上の交流、大学院レベルではダブル・ディグリーを実施する交流が推奨される。
- ④交 流 期 間：3ヶ月以上の交流が推奨される。
- ⑤学 生 規 模：相互利益の原則に基づき、参加国間で学生の派遣数と受入数のバランスをとり学生交流を行う。
- ⑥学 生 支 援：交流に関しては授業料の相互免除を原則行う他、
 - 1 事業につき年間派遣・受入それぞれ10人の参加学生に対し、以下の支援を行うことが推奨される。
(受入国の負担) 奨学金、滞在費（宿舎費）
(派遣国の負担) 学生の渡航費

- 観点⑤ タイプA-①においては、キャンパス・アジアパイロットプログラムへの参加実績をベースとして、さらに高度化した取組、あるいは先進的な教育プログラムに取り組むものとなっているか。

(タイプB)

- 観点⑥ 日本と主たる交流先の相手国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）との相互の課題解決や、双方の特色を踏まえた学問分野に関連する教育連携プログラムとなっているか。

- 観点⑦ ASEAN+3の枠組みにおいて策定される関連のガイドライン（学生交流のためのガイドライン）に基づく学生交流を実施するものとなっているか（海外の連携大学にもガイドラインに基づいた取組になるように促すこと）。
- 観点⑧ 多様な学生に交流プログラムへの参加の機会を提供できるよう、必要に応じ我が国の大（短期大学を含む）や高等専門学校と連携して事業を行うものとなっているか。

審査項目② 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成

（タイプA）【計画調書 様式2を中心に評価】

（タイプB）【計画調書 様式2、10②を中心に評価】

交流プログラムが質の保証を伴った魅力的な取組となっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

（共通）

- 観点① 透明性、客觀性の高い厳格な成績管理（コースワークを重視したカリキュラムの構成、GPAの導入や教員間の相互チェックなど）、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化に努め、単位の実質化を重視しているか。
- 観点② 交流プログラムを実施するに当たり、単位の相互認定や成績管理、学位授与に至るプロセスが明確になっているか。
- 観点③ 相手大学における単位制度（授業時間を含めた学習量や単位の換算方法等）、学生の履修順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について留意し、交流プログラムの内容に応じたサポートの実施等により、学生の履修に支障がないよう配慮されているか。
- 観点④ 短期の交流から学位取得を見据えた長期の交流までの様々な形態の交流を含む多層的な構成で、大学間交流の発展に繋がるような柔軟で発展的な交流プログラムの構成となっているか。
- 観点⑤ 各国の人材育成ニーズに合わせた教育の提供に留意したものとなっているか。
- 観点⑥ 国際公募による外国人教員の招聘や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員の配置、海外連携大学との教員交流、FD等による教員の資質向上など、質の高い教育が提供されるよう交流プログラムの内容に応じた教育体制の充実が図られているか。

（タイプA）

- 観点⑦ 大学院レベルの交流においては、ダブル・ディグリーもしくはジョイント・ディグリーの実施を目指すものとなっているか。

（タイプB）

- 観点⑧ 相手大学が公的な認可等（相手大学の所在国における適正な評価団体からのアクレディテーション、ユネスコの高等教育情報ポータルに掲載されている大学であること等）を受けている大学であるか。

審査項目③ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

【計画調書 様式 3 を中心に評価】

交流プログラムを実施するに当たり、受け入れる外国人学生及び派遣する日本人学生に対する環境整備がなされているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(共通)

- 観点① 外国人学生及び日本人学生へのサポートが円滑及び適切になされるよう、関係大学間の十分な連絡・情報共有体制が整備されているか。
- 観点② 外国人学生の在籍管理のための適切な体制が整備されているか。
- 観点③ 受け入れた外国人学生が学業に専念できるよう、履修指導、教育支援員・TA等の配置、学内外での諸手続き支援、カウンセリング、宿舎、学内各種資料の翻訳、就職支援等のサポート体制の充実が図られているか。
- 観点④ 留学中の日本人学生が学業に専念できるとともに、帰国後の学業生活や就職活動等にも支障のないよう、留学中の日本人学生への必要な情報の提供やインターネット等を通じた相談体制の構築等がなされているか。
- 観点⑤ 日本人学生に対して、海外への派遣前から帰国後にわたり、履修面・学習面・生活面にわたるサポート（履修指導、交流に関する情報の提供、相談サービスの実施、就職支援等）が推進されているか。
- 観点⑥ 単位認定可能な科目、履修体系・順序、単位の相互認定の手続、アカデミックカレンダーの相違等について、学生の履修に支障がないよう十分な情報提供を行う体制がとられているか。
- 観点⑦ 大学間交流の発展に向け、参加学生の同窓会の立ち上げ等、卒業・修了後の継続的サポート体制の構築等が図られているか。
- 観点⑧ 留学中の日本人学生の安全管理に関する体制が十分に取られているか。
- 観点⑨ 緊急時、災害時の対応のための留学中の日本人学生や受け入れた外国人学生をサポートするリスク管理への配慮が十分になされているか。
- 観点⑩ 国内外でのインターンシップ等による企業体験の機会確保や、外国人学生の国内就職説明会参加、産業界からの講師等の派遣など、産業界との連携が十分に図られているか。

審査項目④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及

【計画調書 様式 4 を中心に評価】

事業を実施するに当たり、事業に相応しい体制の整備や強化が図られているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(共通)

- 観点① 質の保証を伴った大学間交流の充実・発展のため、実施大学だけでなく他大学の学生も参加できる取組が設けられるなど柔軟で発展的なものとなっているか。
- 観点② 大学の国際化に向けた戦略的な目標等において、事業の意義及び方向性を明確に位置づけるとともに、相手大学も含めた組織的・継続的な教育連携を実施する体制が構築されているか。
- 観点③ 事業の実施、達成状況を評価し、改善を図るための評価体制が整備されているか。

- 観点④ 本事業の取組に対応するため、事務局機能を強化するなど事業をサポートする全学的体制の充実（交流にかかる業務が一部の教職員に偏らないよう、窓口となる担当部署を設定し、教職員間の情報共有、意思疎通や各種問い合わせへの対応、事業運営上の関係者間の調整など）が図られているか。
- 観点⑤ 招聘した外国人教員や外国人学生とのコミュニケーションを図れる程度の能力を有する事務職員を配置できるよう、事務職員の能力向上を推進しているか。
- 観点⑥ 質を保証する観点や学生の適切な判断・選択に資する観点から、取組の実施状況等や交流プログラムの詳細など必要な情報について、外国語による提供も含め、積極的に情報の発信を行うものとなっているか。
- 観点⑦ 中央教育審議会大学分科会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年6月）が掲げる、国際的な活動に特に重点を置く大学において公表が望まれる項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信を行うものとなっているか。
- 観点⑧ 取組を通じて得られた成果について、ホームページ等による公表の他、報告会、発表会等の報告の場を設けて、各大学や学生、産業界等への普及を図るものとなっているか。

審査項目⑤ 達成目標

【計画調書 様式5を中心に評価】

事業を実施するに当たり設定した達成目標が、事業の内容、規模等を踏まえた適切なものとなっているかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

（共通）

- 観点① 国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- 観点② 本事業において養成しようとするグローバル人材像が明確に設定されているか。
- 観点③ アウトプットだけでなくアウトカムに関する具体的な目標が設定されているか。
- 観点④ 質の保証を伴った大学間交流の枠組みの形成及び拡大に向けた具体的な取組が設定されているか。
- 観点⑤ 本事業計画において外国人学生の受入数に関する適切な目標が設定されているか。
- 観点⑥ 本事業計画において日本人学生の派遣数に関する適切な目標が設定されているか。
- 観点⑦ 外国人及び日本人学生数の推移については、外国人学生の受入のみに偏らず、相当数の日本人学生の海外派遣を伴う、双方向の交流活動が発展するような達成目標となっているか。
- 観点⑧ 本事業計画において海外に留学する日本人学生数のうち、留学後に一定の外国語力基準をクリアする学生数に関する適切な目標が設定されているか。
- 観点⑨ 本事業に参加する学生に修得させる具体的な能力が設定されているか。

審査項目⑥ 大学の世界展開に向けた取組の実績

【計画調書 様式 6、7①、11④を中心に評価】

これまでの大学の国際化への取組が本プログラムを実施するに相応しいものとなるいるかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(共通)

- 観点① 英語による授業の実施や留学生との交流、海外の大学と連携して学位取得を目指す交流プログラムの開発等による国際的な教育環境の構築などに取り組んできた実績を有しているか。
- 観点② 海外の有力大学が参加する国際的なネットワークへの参加や、単なる枠組みの形成にとどまらない、実質的な交流が継続して行われてきた実績を有しているか。
- 観点③ 国際化に対応するため、外国人教員や国際的な教育研究の実績を有する日本人教員の採用や、FD等による教員の資質向上に取り組んできた実績を有しているか。特に、そのために国際公募、年俸制、テニュアトラック制等を実施・導入しているか。
- 観点④ 英語のできる国際担当職員の配置、語学等に関する職員の研修プログラムなど、事務体制の国際化に取り組んできた実績を有しているか。
- 観点⑤ 厳格な成績管理、学生が履修可能な上限単位数の設定、明確なシラバスの活用等による学修課程と出口管理の厳格化など、単位の実質化に取り組んできた実績を有しているか。
- 観点⑥ 交流プログラムを実施する相手大学との交流実績を有しているか。
- 観点⑦ 文部科学省の大学教育再生戦略推進費による経費支援を受けて実施し、終了した事業がある場合、事業目的が実現された旨の評価を得ているか。

審査項目⑦ 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性

(タイプA) 【計画調書 様式 7②、8、9を中心に評価】

(タイプB) 【計画調書 様式 7②、8、9、10③を中心に評価】

本事業における取組が十分な計画のもと、合理的な資金計画に基づいたものとなるいるかについて、以下の観点を考慮しつつ判断し、評点区分により、いずれかの評点を付すこと。

(共通)

- 観点① 交流プログラムの実施に向けた相手大学との準備（大学ごとの役割・実施体制の明確化など）が十分なされているか。
- 観点② 資金計画が、経費や規模の面で合理的であるか。

(4) 合議審査

①タイプA

合議審査は必要に応じて行い、日中韓大学間交流・連携推進会議の協議に資するための審議を行う。

②タイプB

合議審査は、書面審査の結果について審議を尽くした後、審査要項「1. 審査の基本方針」を考慮に入れた上で、総合評価を下記＜表1＞により行い、面接審査を実施すべき事業計画を決定する。

＜表1＞

区分	評価
○	面接審査を実施する。
×	面接審査を実施しない。

2. 面接審査

(1) 面接審査の評点

面接審査は、大学の世界展開力強化事業面接審査実施要領に基づき、審査部会において実施することとする。なお、その際、書面審査でのコメント等を参考に、下記＜表2＞の5段階の評点を付す。

＜表2＞

評点区分	評価
a	非常に優れている。
b	優れている。
c	妥当である。
d	やや不十分である。
e	不十分である。

(2) 面接審査結果に基づく合議審査

審査部会は、全面接審査終了後、審査要項「1. 審査の基本方針」を考慮に入れた上で、優先順位を付した採択候補（案）を決定する。

II. 大学の世界展開力強化事業プログラム委員会における審査

審査部会から審査結果の報告を受けた後、審査要項「1. 審査の基本方針」を考慮に入れた上で、合議による審議を経て、下記＜表3＞により採択候補とする事業計画を決定し、文部科学省に推薦する。

＜表3＞

区分	評価
○	採択候補とする。
×	採択候補としない。

(別紙)

書面審査の評点の取扱について

大学の世界展開力強化事業審査基準等に基づく、書面審査における評点の取扱については、以下のとおりとする。

【評点の基本的考え方】

- 審査を担当する事業計画の各審査項目に付す評点（a～e）の配分については、審査部会において申請状況を勘案し、その割合の目安を決定する。
- 5段階評価の評点区分（a、b、c、d、e）については、以下のとおり点数換算する。

評点区分	評価	点数換算
a	非常に優れている。	5点
b	優れている。	3点
c	妥当である。	2点
d	やや不十分である。	1点
e	不十分である。	0点

- 各審査項目については、その重要性に鑑み、項目毎に係数を掛けて評点に重み付けをする。

【90点満点】

審査項目	係数	a	b	c	d	e
① 交流プログラムの内容	3.0	15	9	6	3	0
② 質の保証を伴った魅力的な大学間交流の枠組み形成	3.0	15	9	6	3	0
③ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備	3.0	15	9	6	3	0
④ 事業の実施に伴う大学の国際化と情報の公開、成果の普及	3.0	15	9	6	3	0
⑤ 達成目標	3.0	15	9	6	3	0
⑥ 大学の世界展開に向けた取組の実績	2.0	10	6	4	2	0
⑦ 事業計画の実現に向けた準備状況、資金計画の合理性	1.0	5	3	2	1	0